

令和7年10月17日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

長期使用の扇風機についての注意喚起、電動アシスト自転車用バッテリー（「電動アシスト自転車」として公表）、電気シェーバーに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 11件
（うち食品包装ラップケース1件、照明器具1件、玩具（コマ）1件、
液晶テレビ1件、介護ベッド1件、IH調理器1件、
電気式浴室換気乾燥暖房機1件、温水式浴室換気乾燥暖房機1件、
電動アシスト自転車1件、電気シェーバー2件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が否かが特定できていない事故 10件
（うちタブレット端末1件、エアコン（可搬型）1件、扇風機1件、
保温容器1件、電動車いす（ハンドル形）1件、電子レンジ2件、
水槽用ウォータークーラー1件、ヘアドライヤー1件、
リチウム電池内蔵充電器1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202300603、A202301032、A202400344、A202400869、A202400906、A202400988、A202401013、A202401144を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400906	令和6年11月23日	令和6年12月5日	介護ベッド	ライズ2 3M	株式会社ニトリ(輸入事業者)	死亡1名	使用者(80歳代)が当該製品のサイドフレームと脚フレームの間に挟まった状態で発見され、死亡が確認された。 調査の結果、当該製品は、電源プラグを抜かずに下部に入り込んだ際に偶発的に手元スイッチの下降ボタンが押されたため、本体が下がり胸部が挟まれたものと推定されるが、当該製品に「ベッドの下に入り込まない。」、「入り込むときは電源プラグを抜く。」旨の注意ラベルがなかったことも、事故発生に関係したものと考えられる。	静岡県	令和6年12月10日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202400988	令和6年12月22日	令和6年12月26日	IH調理器	HTW-4DD	株式会社日立ホームテック(現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、電源基板付近から出火したものと推定されるが、基板の焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。	兵庫県	令和7年1月7日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202401013	令和6年12月28日	令和7年1月9日	電気式浴室換気乾燥暖房機	WD-90BRPP3-CNP24	三菱電機株式会社	火災	当該製品内部の埃から発煙する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、長期使用(10年10か月)により、温風用ヒーターリレーの接点が溶着したため、運転停止後もヒーターのみ通電され発熱が継続したことで、ヒーター周辺に堆積したほこりが過熱され焼損したものと推定される。	滋賀県	令和7年1月15日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202401144	令和7年1月25日	令和7年2月19日	温水式浴室換気乾燥暖房機	RBH-C333K1SNDP	リンナイ株式会社	火災	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。 調査の結果、当該製品は、循環ファンモーターの配線接続部付近で異常発熱が生じたため出火したものと推定されるが、焼損が著しく、異常発熱が生じた原因の特定には至らなかった。	兵庫県	令和7年2月21日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202500723	令和7年9月29日	令和7年10月15日	電動アシスト自転車	不明	パナソニック サイクルテック株式会社	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損し周辺を汚損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	神奈川県	令和2年4月21日からリコールを実施(特記事項を参照)回収率:63.5%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500714	令和7年9月5日	令和7年10月14日	タブレット端末	火災	発煙に気付き確認すると、鞆に入れていた当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和7年10月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年10月7日
A202500715	令和7年9月1日	令和7年10月14日	エアコン(可搬型)	火災	建築現場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年10月8日
A202500716	令和7年7月5日	令和7年10月14日	扇風機	火災	倉庫で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	製造から50年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年10月9日 長期使用の扇風機について「使用上の注意の呼び掛け」を実施(特記事項を参照)
A202500717	令和7年9月21日	令和7年10月14日	保温容器	重傷1名	当該製品を蓋を開けた状態で傾けたところ、蓋と本体との接続金具の近くに置いた指が閉まった蓋に挟まれ負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202500718	令和7年9月11日	令和7年10月14日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	使用者(90歳代)が当該製品を使用中、当該製品ごと水路に転落し、病院に搬送後、入院中に死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月12日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202500719	令和7年9月29日	令和7年10月14日	電子レンジ	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500720	令和7年10月3日	令和7年10月14日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	